

## 横芝光町農業委員会 7月第3回定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年7月7日(月) 午後4時～午後5時

2. 開催場所 横芝光町役場 第1会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 直樹		
会長職務代理者	7 番	伊藤 仁		
委 員	1 番	市原 裕	2 番	伊藤 由美子
	3 番	土屋 英夫	5 番	椎名 美枝子
	6 番	若梅 直樹	8 番	鈴木 淳
	9 番	實川 和幸	10 番	大木 耕一
	11 番	平山 和浩	12 番	林 政宏

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮 芳宏
主幹兼農政班長	椎名 大輔

6. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件
- 日程第2 議案第1号  
農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について
- 日程第3 議案第2号  
農地買受適格証明交付申請に対する許可否決定について
- 日程第4 議案第3号  
農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について
- 日程第5 議案第4号  
農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について
- 日程第6 議案第5号  
令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

## 7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和7年7月第3回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、伊藤会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、平山副町長より挨拶をお願いします。</p>
副町長	<p>(平山副町長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。平山副町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。</p> <p>それでは、本日の総会の出席委員は、全員でございます。過半数が出席しておりますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をします。</p> <p>5番 椎名美枝子委員、10番 大木耕一委員をお願いいたします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の椎名主幹をお願いいたします。</p> <p>日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否</p>

決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和7年7月7日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 直樹

農地法第3条は、農地を取得、所有権移転、使用権を設定する場合は農業委員会の許可が必要となるため、総会での審議が必要となります。今回の3条の許可申請は7件となります。なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目の申請地は、母子字台方の田、字二畝割の田、合計2筆、1, 778㎡です。位置図は、資料の2ページ、3ページ、4ページです。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、経営規模拡大したい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では、水稻の作付けを予定しています。

2件目は、新島字山王の田2筆、2, 976㎡です。位置図は、資料の5ページ、6ページです。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、経営規模拡大したい譲受人へ、贈与により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では、水稻の作付けを予定しています。

3件目は、横芝字西境田の田1筆、1, 117㎡です。位置図は、資料の7ページ、8ページです。病気のため農業ができなくなった譲渡人から隣接地を耕作している譲受人へ耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では水稻の栽培を予定しています。

4件目は、横芝字向根の田1筆、466㎡です。位置図は、資料の9ページ、10ページです。病気のため農業ができなくなった譲渡人から隣接地を耕作している譲受人へ耕作利便のため売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では水稻の栽培を予定しています。

5件目の申請地は、宮川字入表の畑1筆、1, 243㎡です。位置図は、資料の11ページ、12ページです。経営規模を縮小したい譲渡人から経営規模拡大をしたい譲受人へ贈与により所有権移転しようとする申請です。申請地ではねぎの作付けを予定してい

ます。

6件目は、谷中字下道の田1筆、560㎡。位置図は、資料の13ページ、14ページです。農業をしない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ、売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は、隣接地を耕作しており、申請地では水稻の作付けを予定しています。

7件目は、目篠字新堀前の田1筆、字鉢田の田2筆、合計3筆、4,641㎡です。位置図は、資料の15ページ、16ページ、17ページです。経営規模を縮小したい譲渡人から経営規模を拡大したい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では水稻の作付けを予定しています。以上が議案第1号の説明でございます。

議 長           ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番           8番 鈴木です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では、水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作しており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長           説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番           7番 伊藤です。高齢により農業ができなくなった譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ贈与により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では、水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作しており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番

6番 若梅です。病気のため農業ができなくなった譲渡人から、隣接地を耕作している譲受人が耕作利便のため、売買により所有権移転をしようとする申請です。譲受人は以前から管理を任されており、申請地では、水稻の作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作してあり、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に4件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

11番 平山です。経営規模を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ贈与により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、ネギの作付けを予定しています。現地を確認したところ、耕作してあり、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終了しましたので、4件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)



7 番

説明が終了しましたので、7件目の案件についての質疑を許しません。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、7件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって7件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。〇〇を〇〇に〇〇します。

(議長交代)

議長

続いて、日程第3 議案第2号 農地買受適格証明交付申請に対する許否決定について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地買受適格証明交付申請に対する許否決定について

次のとおり農地買受適格証明交付申請があったので提出する。

なお、申請人が最高価買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨を決議する。

令和7年7月7日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 直樹

次のページをご覧ください。

本議案は、〇〇〇〇〇が行う、農地の公売に参加するため、農地買受適格証明書の交付を受けようとする申請です。農地買受適格証明とは、裁判所が行います競売や、国や地方公共団体が行う公売に参加する場合に必要なもので、農地を取得する資格のない者が最高価買受人になるのを未然に防ぐため、入札参加者を買受適格証明の交付を受けたものに限定するという取扱いをしています。買受適格証明を発行するかどうかは、農地法の許可申請の手続きに準じて行うこととなっております。内容に問題がない場合は、証明書を発行するということを決めていただくこととなります。この買受適格証明をもって入札に参加し、落札された場合は、農地法の許可申請することになりますが、事務処理の迅速化を図るため、国の通達により農業委員会の会長が買受適格証明書の交付時

と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差支えない旨の議決をしておくものとする。となっており、改めて総会に諮り審議するわけではなく、先に落札後に許可申請があった場合には許可することに差支えない旨の議決につきましても、この場で併せて行っていただく仕組みとなっています。このため、買受適格証明書の発行と、農地法の許可について本案件で同時に行っていただくこととなります。議案の内容ですが、資料の1ページになります。申請地は、資料記載の〇〇〇〇〇〇の畑4筆, 3, 737㎡となります。〇〇〇〇を、〇〇方面にむかい、〇〇〇〇より手前、途中に〇〇〇〇がありますが、その手前の〇〇〇〇になります。申請農地の落札後は、飼料作物、〇〇を飼っているため〇〇のえさを栽培することです。耕作目的での取得でありますので3条の許可基準に基づいて、証明の可否をご審議いただくものです。当該申請者は、〇〇を営み、〇〇を〇〇飼養しており、農業用機械は、トラクターやホイールローダーを所有しています。労働力については、家族〇人の農業従事者がおられます。法定添付書類は整っており、農機具の保有状況・耕作労力などの問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を与える生じる要因は特に見受けられません。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見当たらないと思われまます。入札期間は、令和7年8月22日から、令和9年9月4日までです。説明は以上となります。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。議案第2号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第2号の案件についての採決を行います。

議案第2号の農地買受適格証明交付申請については、本案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、農地法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、会長が許可することについて賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、議案第2号については、農地買受適格証明書を交付す

ることとし、買受申出人となった者から農地法3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、会長が許可するものとします。

議 長

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

今回の5条の許可申請は2件です。1件目は、〇〇〇〇〇の田4筆、1, 856㎡です。譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。用途は、店舗及び駐車場で、所有権移転による転用申請です。申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。申請地は、〇〇〇から西へ800mの位置にあります。〇〇〇〇、〇〇〇〇脇。資料ですと2ページ、3ページ、4ページ目となります。この場所は都市計画法上の用途地域に指定されており、「近隣商業地域」に該当します。市街化が進んでいる地域として、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用許可が認められる農地となります。譲受人は県内に〇〇店舗を有する、主に〇〇〇〇〇を販売している会社で、新たに町内に店舗を構えるべく、申請したとのこと。店舗面積は507㎡、駐車場30台を計画しており、近年のお客様の増加をかんがみ、従来の店舗と比べ多くの駐車台数を確保した申請となっています。土地改良関係については、両総土地改良区の受益地です。雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、町道を横断し両総土地改良区管理の排水路へ放流する計画で、排水の同意を得ています。隣接農地はありません。転用期間は令和7年9月1日から令和8年5月29日までを予定しております。建設費等は自己資金により賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

続いて、2件目は、〇〇〇〇〇の畑1筆、342㎡です。資料は、5ページ、6ページ、7ページとなります。譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。用途は、一般専用住宅で、所有権移転による転用申請です。申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。申請地は、〇〇〇から〇へ〇kmの位置にあります。この場所は第1種農地となります。第1種農地は、原則転用許可が認められていない農地となります。



質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議 長

日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見について上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可後の計画変更承認申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和7年7月7日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹  
次のページをご覧ください。今回の5条の計画変更申請は9件です。

このうち、1件目と2件目、4件目から6件目、7件目から9件目は同一案件となるため一括で説明させていただきます。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

変更申請1件目及び2件目の土地は、〇〇〇〇〇の田6筆と畑5筆、計2,186㎡です。資料6ページ、7ページ、8ページとなります。当初申請時は、相続登記が済んでいなかったため代表1名での申請でしたが、今回の変更申請では、相続登記により所有者に変更があったことから2件の申請となっております。転用の目的は駐車場の一時転用となります。変更申請①②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。変更申請地は〇〇〇から〇〇へ約〇〇〇mの位置にあり、都市計画法で定める「第1種住居地域」に該当する「第3種農地」です。譲受人は、〇〇〇〇を発注者とする〇〇〇〇を受注した〇〇〇〇で、令和6年6月に千葉県知事より許可を受け、〇〇〇〇の進捗に伴う〇〇〇〇〇の駐車場として一時転用をしております。今回、〇〇〇〇〇の完了に伴い、付帯工事として新たに〇〇〇〇を請け負ったことから、継続利用するため変更申請がありました。変更後は事務所兼駐車場として利用し、敷地には農地への復元が容易になるよう

以前のまま敷鉄板を敷く対応とし、排水は雨水のみで側溝への流入処理で対応します。工事期間は令和7年8月10日から令和8年3月13日までを予定しています。

続いて、変更申請3件目の土地は、〇〇〇〇〇の田2筆、計1,559㎡です。資料9ページ、10ページ、11ページです。〇〇〇〇〇〇を目的に売買により所有権移転するもので、令和3年8月に千葉県知事より許可を受けております。変更申請地は、〇〇〇〇〇〇から西へ約〇〇0mの位置にあります。町への〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇とも地区除外の協議が整い、排水路の使用についても同意を得ており、山砂で埋め立てL型擁壁等を施工した案件です。すべてを〇〇として〇〇する計画で許可を受けました。この区画を今回の購入予定者より、どうしても〇〇する〇〇〇〇〇〇〇で〇を〇ていたため、〇〇〇〇〇として〇〇してほしい旨の要望があり、当初の許可内容を変更するものです。完了は、令和7年9月30日を予定しています。

続いて、変更申請4件目から6件目の土地は、〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇の畑合わせて4筆、3,343㎡です。ここで地図の修正をお願いしたいのですが、位置図が、資料の12ページ、13ページ、14ページの変更申請④⑤⑥ではなく、変更申請4件目から6件目の場所は、15ページ、16ページ、17ページの変更申請⑦⑧⑨が正しいです。

変更の内容は、譲受人は〇〇〇〇〇を行う事業者で、転用目的は〇〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇及び〇〇〇〇として、すでに令和4年1月に千葉県知事より許可を令和6年3月に変更の承認を受けています。前回の計画では、〇〇〇〇が所有する柱を移設する過程で、移設先の地盤不良が判明し改良に時間を要したこと、電話線の移設に係る〇〇〇〇〇〇〇の調整が手間取ったこと等により令和7年8月31日まで工事期間の延長申請がありました。

今回の変更申請では、先ほど説明した内容のほか主な理由として〇〇〇〇により全工程に遅延が生じたことによる工期の延長で、令和7年12月31日までの再延長申請となります。

続いて、変更申請7件目から9件目は、〇〇〇〇〇の田合わせて5筆、2,022㎡です。変更申請7件目から9件目の場所は、資料12ページ、13ページ、14ページ、変更申請④⑤⑥となりま

す。変更内容は、譲受人は〇〇〇〇を行う事業者で、転用目的は〇〇〇〇に伴う〇〇〇〇として、すでに令和4年1月に千葉県知事より許可を令和5年12月に変更の承認を受けています。当初の計画では令和5年12月31日で事業を終了する予定でしたが、〇〇〇〇が所有する柱を移設する過程で、移設先の地盤不良が判明し調整に時間を要したこと、樹木の伐採で環境アセスメントにて伐採期間の制限があり遅延が生じたことにより、令和7年8月31日まで工事期間の延長申請がありました。今回の変更申請では、〇〇が行う〇〇〇〇〇〇〇が計画よりも5カ月ほど延長されたことにより全工程が遅延したことによる工期の延長で、令和7年12月31日までの再延長申請となります。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長           はじめに、1件目と2件目の案件については、関連がありますので、一括して説明を求めます。

6 番           6番 若梅です。本件は、すでに近隣農地所有者へ事業計画を説明してある案件であり、雨水以外に排水もないので、問題はありません。

議 長           説明が終了しましたので、1件目と2件目の案件についての質疑を許します。

                  (質疑なし)

                  質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目と2件目の案件についての採決を行います。

                  原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

                  (挙手全員)

                  全員賛成、よって1件目と2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

                  次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

6 番           6番 若梅です。本件は、〇〇〇〇ですが、土地改良とも協議が整っており、住宅需要のある地区でもあり、問題はありません。

議 長           説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

                  (質疑なし)

                  質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての

議 長

採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に4件目から9件目までの案件については、〇〇〇〇の遅れによる賃借権設定期間延長のため、担当委員の説明を省略します。4件目から9件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目から9件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目から9件目までの案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議案第5号 令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第5号 令和7年度第2次農用地利用集積等促進計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和7年度第2次農用地利用促進計画(案)が提出されたので本会の意見を求める。

令和7年7月7日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 直樹

農地中間管理機構が、地権者から借受けた農地を担い手へ貸地受ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっているため、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものです。

1件目について、右上に中間管理機構設定 1ページ目 カッコ1と書かれています。表の見方ですが、四角で囲った表の一番上、左側、利用権を設定する者の住所及び氏名又は名称(甲)で、〇〇〇〇さんが地権者、耕作者は、転貸をうける者の住所及び氏名または名称(丙)が耕作者で〇〇〇〇となります。利用権を設定する期間 許可の公告日から令和17年7月31日となります。農

議 長

地は、木戸字六割の畑3筆、3, 030㎡です。

2件目、3ページは、農地を貸す方が、○○○○。借りる方が、○○○○。農地は、尾垂イ字下根の畑5筆、字野場の畑、2, 842㎡。

3件目は、農地を貸す方が、○○○○。耕作者が、○○○○。農地は、尾垂イ字下根の畑5筆、字野場の畑、4, 772㎡。

4件目は、農地を貸す方が、○○○○。耕作者が、○○○○。農地は、木戸字五割の畑、2, 778㎡。

5件目は、農地を貸す方が、○○○○。耕作者が、○○○○。農地は、宮川字入表の田1筆、目篠字新堀前の田3筆、字鉢田の田7筆、合計11筆、13, 312㎡。○○○○ですが、○○の認定農業者であり、水稻11ha、畑を1ha作付けしています。構成員は、従業員4名、外国人研修生1名、パート1名の6名です。なお、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号及び3号に規定されている農用地等の効率要件や、農作業の常時従事日数を満たしていると考えます。

ただいま、議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。議案第5号につきましては、審査件数が多いため耕作者ごとに採決いたします。はじめに1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて2件目から4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目から4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目から4件目の案件については、原案のとおり決定しました。

事務局	<p>続いて5件目の案件についての質疑を許します。 (質疑なし)</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、5件目の案件についての採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手全員)</p> <p>全員賛成、よって5件目の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議はすべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p> <p>以上をもちまして、令和7年7月第3回農業委員会定例総会を閉会します。</p>
-----	---